

各位

ニプロ株式会社
お問い合わせ先 総務人事本部
TEL 06-6310-6910

第70期定時株主総会における議決権行使の結果に関するお知らせ

当社は、この度、「株主総会における透明性の向上」の一環として企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2に基づき、2023年6月28日開催の定時株主総会における議決権行使結果を本日付臨時報告書により開示しましたが、その概要につきまして、下記のとおりお知らせいたします。なお、いずれの議案も、事前行使と当日出席株主の大多数の賛成をもって可決いたしましたことも併せてお知らせいたします。

記

1. 株主総会が開催された年月日 2023年6月28日（水）
2. 決議事項の内容
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
株主に対する期末配当
 - ①期末配当金 1株につき金8円50銭
 - ②効力発生日 2023年6月29日（木）
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - ①当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため定款第2条（目的）について追加・整理を行うもの
 - ②定款第3条に定める本店の所在地を大阪市から大阪府摂津市に変更するとともに、附則に効力発生日等に関する規定を設けるもの
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
野宮孝之、柳ヶ瀬繁および秋國仁孝の3名を監査役に選任
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
佐野元昭を補欠監査役に選任
 - 第5号議案 会計監査人選任の件
海南監査法人を会計監査人に選任
 - 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
退任取締役 上田満隆、澤田洋三、沓川靖、伊藤昌幸、岩佐昌暢、赤崎五男、藤田賢樹、須藤浩、吉田博、白数昭雄、畠山滉毅、甲斐俊哉、宮住悟一および貞廣衝の14氏に対し総額金1億9,880万円を上限として退職慰労金を贈呈
3. 議決権の状況
 - (1) 議決権を有する株主数 72,384名
 - (2) 総議決権数 1,635,957個
4. 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権数（注）、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果
 - (注) 本総会前日までの議決権数および当日出席株主（役員および委任状提出によるものを含む）の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数との集計により、各議案とも可決要件を満たしたことから、当日出席された株主の内、賛成、反対、または棄権について確認できなかった一部の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権数は算入しておりません。

以上

< 決議事項に対する議決権行使の内容およびその結果 >

	議決権行使の内容(注)1								可決要件	決議の結果
	賛成		反対		棄権		合計			
	議決権数 (個)	比率 (%)	議決権数 (個)	比率 (%)	議決権数 (個)	比率 (%)	議決権数 (個)	比率 (%)		
第1号議案 剰余金の処分の件	1,133,556	98.8%	13,608	1.2%	0	0.0%	1,147,164	100.0%	(注)2	可決
第2号議案 定款一部変更の件	1,138,309	99.2%	8,771	0.8%	0	0.0%	1,147,080	100.0%	(注)3	可決
第3号議案 監査役3名選任の件									(注)4	
1:野宮 孝之	1,111,616	96.9%	35,492	3.1%	0	0.0%	1,147,108	100.0%		可決
2:柳ヶ瀬 繁	1,130,278	98.5%	16,831	1.5%	0	0.0%	1,147,109	100.0%		可決
3:秋國 仁孝	1,003,017	87.4%	144,085	12.6%	0	0.0%	1,147,102	100.0%		可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	1,133,079	98.8%	14,057	1.2%	12	0.0%	1,147,148	100.0%	(注)4	可決
第5号議案 会計監査人選任の件	1,135,936	99.0%	11,102	1.0%	134	0.0%	1,147,172	100.0%	(注)3	可決
第6号議案 退任取締役に対する退職 慰労金贈呈の件	854,431	74.5%	292,687	25.5%	42	0.0%	1,147,160	100.0%	(注)3	可決

(注)

1. 当日出席株主による議決権数には、当日出席された株主(役員および委任状提出によるものを含む)の内、賛成、反対または棄権について確認できた議決権数のみ算入しております。
2. 当社定款第17条第1項の定めにより、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成により可決します。
3. 当社定款第17条第2項の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,319個以上)を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成により可決します。
4. 当社定款第29条の定めにより、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上(本総会においては545,319個以上)を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成により可決します。